**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県尾道市浦崎町四三七五番地、最後の住所広島県尾道市栗原東一丁目五番二六号
被相続人　亡　山根　忠美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十日
広島県尾道市門田町二七番三号、事務所広島県尾道市西御所町一三番二二号
相続財産管理人　岡本　敏彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県鹿児島市皇徳寺台三丁目三二番、最後の住所鹿児島県鹿児島市皇徳寺台三丁目三二番一八号　被相続人　亡　久保　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十日
事務所鹿児島市山下町八番一四号　五島平和ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　吉田　稔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県奄美市住用町大字役勝二八二番地、最後の住所鹿児島県奄美市住用町大字役勝一二三番地　被相続人　亡　房永　満亘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十日
事務所鹿児島県奄美市名瀬小浜町四番二八号　ＡＩＳビル一階　法テラス奄美法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鳥生　尚美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県下関市上田中町五丁目一四六一番地、最後の住所鹿児島市小松原一丁目四番一号　野上病院内　被相続人　亡　槇野　初次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十日
事務所鹿児島市西千石町一番三二号　鹿児島西千石町ビル九階　古手川総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古手川隆訓

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年十一月二十日
一　墳墓等所在地　東京都国分寺市本多四丁目二番二号
一　墳墓等の名称　祥應寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　①本籍不詳　小針山治、小針竹次郎、小針　リイ、小針　敏夫　②本籍不詳　栗原　憲次、栗原　春江、栗原房次、栗原　志希、栗原喜美子　③本籍不詳　石川　キン、石川　トミ、石川　正一、石川藤五郎　④本籍不詳　小泉　歌子、小泉　力男、小泉　廣作　⑤本籍・氏名不詳　戒名・放光妙照信女（丙東Ｑ―６区画）
一　改葬を行おうとする者　東京都国分寺市本多四丁目二番二号　宗教法人祥應寺　代表役員　本多　晴敬

**無縁墳墓等改葬公告**

静岡県袋井市が施行する市道掛之上祢宜弥線道路改築工事のために当寺院墓地の無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年十一月二十日
一　墳墓等所在地　袋井市愛野字経塚崎三〇七七番地１、同三〇七八番地二五
一　墳墓等の名称　能光寺境内墓地（二基）
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、水野かの・水野茂光、梅津宇め
一　改葬を行おうとする者　静岡県袋井市愛野三〇七九番地　能光寺住職　石川浩道

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社オープンドア　株式会社オープンドア　東京都港区赤坂六丁目四番二号
二　保証金の額　金二十万円

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年11月20日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ミニミニ　②国土交通大臣(3)5631　③代表取締役　森友次　④東京都港区港南二丁目５番３号　廃止した従たる事務所　愛知県一宮市三ツ井２―28―24　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目５番３号　株式会社ミニミニ　代表取締役　森友次

①キグナス商事株式会社　②東京都知事(4)70278　③代表取締役　濱地祐輔　④東京都中央区八重洲二丁目８番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区八重洲二丁目８番１号　キグナス石油株式会社　代表取締役　藤修

①日土地建設株式会社　②東京都知事(3)77090　③代表取締役　只友祥介　④東京都千代田区霞が関１丁目４番１号　廃止した従たる事務所　東京都港区虎ノ門１―１―３　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区霞が関１丁目４番１号　日土地建設株式会社　代表取締役　只友祥介

①有限会社Ｓ＆Ｋクリエイト　②兵庫県知事(1)11156　③取締役　木下昭郎　④神戸市中央区磯辺通４―１―８―504　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦神戸市中央区磯辺通４―１―８―504　有限会社Ｓ＆Ｋクリエイト　取締役　木下昭郎

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年十一月二十日
東京都港区赤坂六丁目四番二号
株式会社オープンドア
代表取締役社長　関根　大介